

○女川町地域公共交通会議設置要綱

平成25年7月1日訓令甲第30号

改正

平成30年3月26日訓令甲第6号

令和3年5月20日訓令甲第25号

令和6年3月29日訓令甲第19号

令和7年1月24日訓令甲第2号

令和7年3月24日訓令甲第16号

女川町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項の規定に基づき、地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、女川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項。
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送業者

- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - (6) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 宮城県東部土木事務所長又はその指名する者
 - (8) 宮城県石巻港湾事務所長又はその指名する者
 - (9) 宮城県石巻警察署長又はその指名する者
 - (10) 宮城県企画部地域交通政策課長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
 - (12) 学識経験者その他町長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、会長は副町長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、企画課に連絡通報窓口を設置

する。

(運賃協議部会)

第9条 交通会議は、第2条第1号に規定する運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置く。

- 2 運賃協議部会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議組織とする。
- 3 運賃協議部会の部会員は、第3条に規定する委員の中から、会長が指名する。
- 4 第5条及び第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「運賃協議部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 5 運賃協議部会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定に関わらず、最初の交通会議は女川町長が招集する。
- 3 この訓令の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月26日訓令甲第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月20日訓令甲第25号)

この訓令は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月29日訓令甲第19号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月24日訓令甲第2号)

この訓令は、令和7年2月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日訓令甲第16号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。